

**離職者等委託訓練事業「介護福祉士養成コース」実施業務委託に係る
公募型プロポーザル募集要項**

平成 29 年 1 月 5 日

発注者 神奈川県立産業技術短期大学校
校 長 荻田 浩司

1 委託業務の名称

離職者等委託訓練事業「介護福祉士養成コース」実施業務委託

2 委託目的

本業務は、離転職者の雇用機会の早期確保のため、介護福祉士養成及び就職支援を含む職業訓練業務を委託するものである。

3 委託業務の概要

(1) 受講対象者

次のいずれかを満たす離職者で、早期に介護・福祉分野で就職するために必要な技術・技能や知識の習得を必要としており、公共職業安定所に求職登録をし、かつ、公共職業安定所長の受講指示、受講推薦又は支援指示が得られる人。ただし、学校教育法第 90 条第 1 項の規定により大学に入ることができる者。

ア 雇用保険受給資格のある者

イ ア以外の人で職業訓練の受講が必要と公共職業安定所長が判断した者

(2) 訓練内容

2 年制の指定介護福祉士養成施設指定基準の 2 年間のカリキュラムを訓練内容とし、職業訓練事業であることから就職に向けた支援を実施することとする。

(3) 訓練方法

講師から直接講義を受ける通学方式とする。

(4) 開催場所

受託者が用意する神奈川県内の介護福祉士養成施設

4 委託料上限額

受講者 1 名・1 ヶ月当たり 97,200 円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、通常の入学者が支払う入学金及び授業料等の 2 年間の総額（テキスト代等は除く）を 24 か月で割った単価（「通常の授業単価」）が上記上限額を下回る場合は、当該「通常の授業単価」を上限額とする。

なお、上限額の範囲内で予定価格を別途算定する。

5 提案人数

受講者の総募集人員は 60 名です。受託希望者は、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則を遵守する範囲で、20 名を上限に受入人数を提案してください。（男女を限定することはできません。また、本プロポーザルに複数の提案はできないものとします。）ただし、委託者選定の結果、受入人数を調整することがあります。

6 プロポーザル参加に求められる資格

事業者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）に法り、厚生労働大臣の指定する介護福祉士養成施設であること。
- (2) 原則として法人格を有し、概ね 1 年以上、委託訓練事業以外の事業で安定した運営実績があり、委託訓練事業の実施に支障がないと認められること。
- (3) 本県内に委託訓練事業の拠点となる設備と委託訓練事業を適正に運営する能力を有した人員が常駐する事業所があり、委託訓練事業を統括すること。
- (4) 委託訓練事業を適正かつ円滑に実施するために、必要な事務能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有すること。
- (5) 委託訓練事業の財務処理が、他の事業と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等委託訓練事業の収支の状況を明らかにする書類を整備すること。
- (6) 委託訓練事業を法令及び県の定めるところにより適切に実施し、県から必要な指示、指導を受けた場合は、速やかに従うこと。
- (7) 受講者の訓練に係わる書類等委託訓練事業に係わる書類を整備し、その管理が確実に行われること。
- (8) 本県又は他の都道府県において、過去に指定介護福祉士養成施設の不指定又は指定取消し等の処分を受けていたり、養成施設の運営にあたり、継続的な指示、指導を受けているなどの事実によって、適正な委託訓練事業の実施能力に疑義を生じさせることがないこと。
- (9) 神奈川県建設工事暴力団対策協議会設置要綱に基づく指名除外期間中の者でないこと。
- (10) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (11) 事業税並びに消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- (12) 労働保険加入事業所であること。

7 委託業務に係る説明会

次のとおり委託業務に係る説明会を開催します。

日 時 平成 29 年 1 月 13 日（金）14 時から

会 場 神奈川県立産業技術短期大学校 4 階大会議

※（別紙）委託訓練説明会出席票をメールで 1 月 12 日（木）までに送付してください。
([jinzaic.itaku@pref.kanagawa.jp](mailto:jinjaic.itaku@pref.kanagawa.jp))

8 参加手続

- (1) 参加意思申請書及び企画提案書等の様式の入手

参加に必要な様式は、平成 29 年 1 月 5 日（木）から 1 月 17 日（火）までの間に「かながわ電子入札共同システム」からダウンロードし、ご使用ください。

- (2) 質問の受付及び回答

企画提案に関する質問がある場合には、質問票を提出してください。

質問に対する回答は、「かながわ電子入札共同システム」により回答します。

ア 提出書類 質問票

イ 提出期限 平成 29 年 1 月 13 日（金）から 1 月 16 日（月）17 時まで（必着）

ウ 提出方法 メール ([jinzaic.itaku@pref.kanagawa.jp](mailto:jinjaic.itaku@pref.kanagawa.jp))

エ 提出先 神奈川県立産業技術短期大学校 人材育成支援センター 伊藤、西井

オ 回答日 平成 29 年 1 月 17 日（火）（質問があった場合のみ）

- (3) 参加意思申請書の提出

参加を希望する者は、参加意思申請書を提出してください。参加意思申請書の提出がない者の参加は認められません。

- ア 提出書類 参加意思申請書
- イ 提出期限 平成 29 年 1 月 17 日（火）17 時まで（必着）
- ウ 提出方法 持参、郵送又はメール（jinzaic.itaku@pref.kanagawa.jp）
- エ 提出先 神奈川県立産業技術短期大学校 人材育成支援センター 伊藤、西井

9 提案書の提出

参加者は、本要項に基づき、提案書を作成し提出してください。

(1) 提出方法等

- ア 提出書類 提案書一式 ※（2）参照
- イ 提出部数 2 部（1 部のみ正本とし、残り 1 部は複写で可とします。）
- ウ 提出期限 平成 29 年 1 月 18 日（水）17 時まで（必着）
- エ 提出方法 持参又は郵送（持参する場合は、事前に日時の連絡をお願いします。）
- オ 提出先 神奈川県立産業技術短期大学校 人材育成支援センター 委託訓練担当

(2) 提出書類

ア 事業者ごとに必要な書類

- (ア) 雇用保険の適用事業所設置届の写し
- (イ) 職業紹介の許可・申請を証明する書類の写し（実施しない場合は不要）
- (ウ) 法人登記簿謄本（6 ヶ月以内、コピー可）
- (エ) 法人の定款、寄付行為等の写し
- (オ) 直前決算期の財務諸表等の写し（経営審査事項証明等可）
- (カ) 学校紹介パンフレット、平成 29 年度募集要項（本科生）
- (キ) 介護福祉士養成施設の指定に係る厚生労働大臣の文書の写し

イ 訓練科ごとに必要な書類

- (ア) 委託訓練提案書（様式第 1 号）
- (イ) 委託訓練カリキュラム（様式第 2 - 1 号）、訓練科提案理由書（様式第 2 - 2 号）
- (ウ) 訓練実施施設の概要（様式第 3 号）
- (エ) 訓練実施経費見積書（様式第 4 - 1 号）、本科生の授業料等に関する事項（様式第 4 - 2 号）
- (オ) 講師台帳（様式第 5 号）
- (カ) 使用教材一覧表（様式第 6 - 1 号）、使用ソフト等一覧表（様式第 6 - 2 号）
- (キ) 就職支援実施状況（任意様式）、訓練実施運営・就職支援体制（様式第 7 - 1 号）及び組織図（部署、氏名入り）（任意様式）、就職支援予定（様式第 7 - 2 号）
- (ク) 委託訓練使用教室等の概要（教室、実習室の図面、写真等を添付の上、避難経路を明示すること）（様式第 8 号）
- (ケ) 類似の認可学科に関する事項等（様式第 9 号）
- (コ) 個人情報保護法に係る組織体制・従業員の教育監督体制（様式第 10 号）
- (サ) 募集案内地図等（様式第 13 - 1 号及び様式第 13 - 2 号）
- (シ) その他審査等に必要な書類

10 委託業務の内容

(1) 訓練の準備

- ア カリキュラムの作成

訓練の内容は、2年間で介護福祉士資格を取得し、介護・福祉分野において就職できるよう、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和62年12月15日厚生省令第50号）（以下、「指定規則」という。）第5条第3号関係別表第4に定める内容のうち、2年制の指定介護福祉士養成施設の本科生が2年間に履修するカリキュラムと同じ内容とする。カリキュラムは、2年間について提案を受けるものとする。

なお、介護福祉士の資格取得に必要としない修学旅行等の学校行事については、受講者の費用負担となることから、受講者の意向を確認し、参加を義務付けることのないように配慮すること。

イ 教員

指定規則第5条第4号から第9号の専任教員を置くこと。

ウ テキスト

(ア) 指定基準に対応したテキストを使用すること。

(イ) テキストは、受講者及び教員用を必要数確保すること。

エ 受講料等

入校料、受講料は、無料とする。ただし、補講費、修学旅行費、校外学習等にかかる費用は本人負担とする。

オ 訓練に伴う費用

受講者の費用負担するものは、テキスト代・教材費（資格取得及び登録に係る費用、健康診断受診料、検便代、職業訓練生総合保険加入費、訓練中の材料費等を含む）とし、受講者の募集時に内容及び金額を明示すること。

その他金銭的負担を伴うものは受託者が負担する。

カ 教室、備品等の準備

(ア) 訓練会場として使用する教室等は、1人当たり1.65㎡以上を確保すること。

(イ) 教室には、黒板・ホワイトボード、机、いす等の訓練に必要な備品を用意すること。また、演習で使用するベッド等の備品は、必要台数及び必要な種類を演習の前日までに準備すること。

キ 実習先の確保

指定規則に基づいた実習を実施するため、特別養護老人ホーム等実習先を確保し、日程調整等を行うこと。

(2) 訓練の実施

ア 受講者の募集

受講者の募集は、委託元が作成した募集パンフレットにより行い、募集受付は、公共職業安定所にて行う。

募集締切時の受講申込者数が受入希望人数を下回った場合においても訓練を実施するものとする。

なお、受入希望人数以上に受講申込者がいた場合であっても、受講決定者が訓練開講日までに辞退した場合は、受入希望人数を下回ることがある。

イ 受講者の決定

受講者の決定は、委託元が行い、受講者へ受講決定通知等を郵送するとともに、受託者に通知する。

ウ 訓練の実施場所

(ア) 訓練の実施場所は、指定基準を満たす事は最低条件とし、建物の堅ろう度、換気、採光、照明、保温、防湿、清潔、避難その他安全衛生面からみて適切な教室等を受託者が用意し、神奈川県内で実施すること。

(イ) 実習は、各受託先により予め準備し、特別養護老人ホーム等で実施すること。

エ 訓練の実施期間等

(ア) 訓練期間は、平成 29 年 4 月から平成 31 年 3 月までの間の 2 年間 (24 ヶ月)、本科生の授業と同等な暦で行う。

(イ) 時間割は、本科生の授業時間と同様とする。

オ 委託実施期間中の主な業務

(ア) 入校式、修了式

(イ) 受講者の出欠席の管理及び指導

(ウ) 受講証明書等に係る事務処理 (成績証明書、通学証明書発行等)

(エ) 受講者の欠席届等に係る各種証明書等の添付の確認及び提出指導

(オ) 受講者の住所、氏名、金融機関等の変更に係る事務処理

(カ) 受講者の中途退校に係る事務処理

(キ) 事故・災害発生時の連絡及び、職業訓練生総合保険に関する事務処理

(ク) 訓練実施状況の把握及び報告

(ケ) 受講者の能力習得状況の把握

(コ) 受講者に対する就職支援

(サ) 中途退校者の就職状況の把握及び報告

(シ) 雇用保険給付及び職業訓練受講給付金に係る事務処理

(ス) その他、委託元が必要と認める事項

カ 講義方法等

座学 (講義・演習) は、担当教員が対面する方法で実施するものとし、ビデオ学習や通信による方法は認めないものとする。

キ 訓練指導者等

(ア) 訓練指導者は、職業訓練指導員免許を有する者又は職業能力開発促進法第 30 条の 2 第 2 項に規定する者であり、職業訓練の適切な指導が可能であると認められる者であること。かつ、指定基準を満たした専任教員であること。

(イ) 介護実習の実習指導者についても、指定基準を満たすこと。

ク 補講等の取扱い

可能な限り行わないこととするが、資格取得要件に満たない場合は、補講を行って良いこととする。その際、補講の費用は受講者本人の実費負担とする。

ケ 科目免除の取扱い

原則として科目免除は行わない。

コ その他

事故等緊急事態が発生したときは、速やかに委託元へ報告すること。

(3) 就職支援業務

受託者は、訓練期間中受講者の就職支援に努め、次の業務を行なうこと。

ア ジョブ・カードの作成支援、職務経歴書・履歴書の作成指導、面接指導、キャリア・コンサルティング、職業相談、求人開拓、求人情報の提供、企業説明会、委託元と連携した職業紹介等、受講者の就職に資する各種取組。

なお、就職支援業務の実施にあたっては、委託元及び所管のハローワーク等と連携をとること。

イ 中途退校者の就職状況を把握し、委託元に報告すること。

1 1 選定方法

(1) 選定手順

委託訓練実施事業所の選定は、次の手順で行います。

ア 審査会を設置し、提案書の内容を次の選定基準に基づいて評価を行い、順位付けを行う。

評価項目	評価内容	評価割合
訓練評価	就職実績 カリキュラム 資格取得の実績 教育訓練の実績 適正な運営の実績	40%
施設評価	訓練会場の利便性 訓練会場の状況 訓練会場の確保状況	15%
就職支援体制評価	ジョブ・カード作成支援体制 就職相談室 職業紹介事業 就職支援部署の設置 就職支援業務の内容	15%
事務体制評価等	事務担当者の配置 サービスガイドライン研修受講者の配置 安定した事業運営 個人情報保護体制	10%
価格評価	見積価格	20%

イ 審査会からの意見を踏まえ、原則として選定基準に基づいた評価の高いものから順に選定する。ただし、見積価格が予定価格を超えた場合は選定しない。

(2) 参加が無効となる場合

参加意思申請書及び企画提案書が以下に該当する場合には、参加を無効とする場合があります。

- ア 提出期限、提出先及び提出方法が適合しないもの。
- イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ウ 虚偽の内容が記載されているもの。

(3) 選定結果について

委託決定事業者のみ「かながわ電子入札共同システム」に掲載します。
平成 29 年 1 月 27 日（金）（予定）

1.2 業務委託の契約手続

次のとおり、業務委託の契約手続を行います。

- (1) 選定された提案者と随意契約により本業務委託の手続を行います。
- (2) 選定された提案者は、産業技術短期大学校と別途協議を行った上で契約締結となります。
- (3) 選定された提案者と協議が整わない場合は、次点提案者と契約手続をします。

1.3 無償委託契約について

以下の業務について、無償委託契約手続を行います。

- (1) 受講者募集に伴う、受講希望者向け説明会、見学会等の実施について
- (2) 受講生選考における、面接及び小論文等の実施について
- (3) 受講者決定後の入校説明会への参加について

1.4 委託料

- (1) 見積額

訓練に係る訓練受講者 1 人当たり 1 ヶ月の金額（税込）

※上限額については、「4 委託料上限額」を参照のこと。

(2) 契約額

見積額（＝訓練受講者 1 人当たり 1 ヶ月）による単価契約とする。

(3) 支払等

委託費の支払は、四半期毎とし、委託訓練実施機関からの請求により、訓練の行われた期間について委託元から支払われる。

ア 支払対象及び支払対象月

あらかじめ定められた訓練時間の 80%に相当する時間の訓練を受講した者を対象に委託費を算定し、支払を行う（当該要件を満たす月について以下「支払対象月」という。）。

また、算定基礎月において、あらかじめ定められた訓練時間の 80%に相当する訓練を受講していない場合であっても、対象四半期の全訓練期間（受講者が中途退校した場合は退校までの期間）における訓練時間の 80%に相当する時間の訓練を受講した者に対しては、対象四半期の全訓練期間について支払対象月とする。

イ 受講者数

委託契約金の基礎となる受講者数は開講日において確定する。（合格者が受講開始までの間に就職などの事由により受講をキャンセルすることがあるため。）

ウ 委託費の返還

委託訓練実施機関が委託契約の内容又はこれに付した条件に違反した場合は、当該委託訓練実施機関はすでに支払った委託費の額の全部又は一部を返還する。

1 5 個人情報の取り扱いについて

個人情報保護法に基づく体制が整備されていること。具体的には次の要件を満たしていること。

- (1) 個人情報保護法に基づく体制が整備されていること。
- (2) 個人情報保護法の教育研修がなされていること。
- (3) 情報漏洩対策・電子文書保全のセキュリティ対策がなされていること。
- (4) 外部犯罪対策（サイバーアタック対策、不正侵入防止、ウイルス対策、情報セキュリティ点検）がなされていること。
- (5) 個人情報の取扱に関する社内規程等が整備されていること。

1 6 留意事項

- (1) 参加にかかる経費は参加者の負担とします。
- (2) 提出された書類は、原則として返却しないものとします。
- (3) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は原則として認めません。
- (4) 提出された書類は、選定及び訓練の実施以外の目的には無断で使用しないものとします。
- (5) 発注者が企画提案書等の作成に当たって必要となる資料等を配布した場合には、その資料等は、発注者の了解なく公表又は使用することはできません。